



市民課嘱託員(平成25年度採用)

- 職種 国民年金相談員
- 資格・人数 社会保険労務士の資格がある方・1人
- 業務内容 窓口での国民年金の相談および受付
- 勤務場所 市民課保谷庁舎総合窓口(保谷庁舎1階)
- 期間 6月1日(土)～平成26年3月末の週3日以内
- 報酬 日額9,300円
- 試験日・選考方法 5月11日(土)・面接試験
- 申 所定の申込書に必要事項を記入し、4月30日(火)午後5時までに市民課保谷庁舎総合窓口へ直接持参。
- ※受験資格・仕事の内容などの詳細は、市HPの募集要項をご覧ください。
- ◆市民課課(☎042-438-4020)

廃棄物減量等推進審議会委員

- 市では、平成24年策定の「一般廃棄物処理基本計画」を基に廃棄物の減量施策などを実施するため、「更なる資源化施策等」について廃棄物減量等推進審議会を検討を行う委員(公募市民)を募集します。
- 資格・人数 市内在住・在勤・在学の満18歳以上(4月1日現在)で、平日昼間の会議に出席できる方・4人※他の審議会委員などとの兼任はできません。
 - 任期 7月から2年間
 - 会議数 年3回
 - 謝礼 日額1万800円(所得税および復興特別所得税は控除)

- 選考方法 「ごみの減量とリサイクルについて」をテーマとした作文(原稿用紙またはA4判用紙800～1,200字)による選考・抽選
- 申 作文に住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号を明記し、5月17日(金)までに、〒202-0011泉町3-12-35エコプラザ西東京内ごみ減量推進課へ郵送または直接持参。
- ◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

地域包括支援センター運営協議会委員

- 介護保険法に基づき設置された地域包括支援センターの適正な運営を図るため、医療・福祉などの関係機関に従事する方と共に協議を行う市民委員を募集します。
- 資格・人数
 - ①介護サービスもしくは介護予防サービス利用者またはその家族の市民・1人
 - ②介護サービスおよび介護予防サービス未利用の40歳以上65歳未満の市民・1人
 - ③介護サービスおよび介護予防サービス未利用の65歳以上の市民・1人
 - 任期 6月1日(土)～平成27年3月31日(火)
 - 会議数 年2回程度
 - 謝礼 1回 5,000円
 - 申 「高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすには」をテーマとした小論文(800字程度・書式は自由)を、5月1日(火)までに高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階)へ直接持参。
 - ◆高齢者支援課(☎042-438-4029)

傍聴 教育委員会

- 時 4月23日(火)午後2時から
- 場 防災センター6階
- 内 行政報告ほか
- 定 10人
- ◆教育企画課(☎042-438-4070)

傍聴 審議会など

- 交通計画策定委員会
 - 時 4月18日(水)午後1時30分から
 - 場 保谷庁舎別棟
 - 内 交通計画の方針について
 - 定 5人
 - ◆都市計画課(☎042-438-4050)
- 社会教育委員の会議
 - 時 4月19日(木)午後2時～4時
 - 場 保谷庁舎3階
 - 内 社会教育施策の今後のあり方について
 - 定 5人
 - ◆社会教育課(☎042-438-4079)
- 総合計画策定審議会
 - 時 4月20日(金)午後3時から
 - 場 田無庁舎3階
 - 内 基本構想・基本計画の案についてほか
 - 定 5人
 - ◆企画政策課(☎042-460-9800)
- 地域自立支援協議会計画策定部会
 - 時 4月22日(月)午後7時から
 - 場 障害者総合支援センターフレンドリー
 - 内 障害者基本計画の理念・視点の見直しについてほか
 - 定 5人
 - ◆障害福祉課(☎042-438-4033)

監査委員が選任されました

3月28日(水)に開催された平成25年第1回市議会定例会で、橋本勇さん(67歳、東京都中央区月島1丁目在住)が同日付で同意され、4月1日付で監査委員に選任(再任)されました。任期は4年です。

◆監査委員事務局(☎042-460-9870)

■青少年問題協議会

- 時 4月23日(火)午後2時から
- 場 田無庁舎2階
- 内 青少年問題協議会報告書について
- 定 5人
- ◆子育て支援課(☎042-460-9841)

■地域密着型サービス等運営委員会

- 時 4月23日(火)午後7時～9時
- 場 防災センター6階
- 内 地域密着型サービス事業所の指定更新について
- 定 5人
- ◆高齢者支援課(☎042-438-4030)

■子ども福祉審議会

- 時 4月24日(水)午後2時
- 場 田無庁舎3階
- 内 学童クラブの運営について
- 定 5人
- ◆子育て支援課(☎042-460-9841)

調布保谷線開通・東伏見公園開園・石神井川改修 記念式典 4月21日(日)

東京都が整備を進めてきた道路・公園・河川の3事業について、調布保谷線開通(約2km)、東伏見公園開園(約2.7ha)、石神井川改修(約450m)の記念式典が行われます。

- 時 4月21日(日)午前10時～11時30分
- 場 都立東伏見公園内特設会場
- 内 調布保谷線…テープカット・くす玉開披・通り初め
東伏見公園…記念植樹
石神井川…アドバルーンリリース



都立東伏見公園の一部開園に伴う広域避難場所の指定

都立東伏見公園の一部開園したことに伴い、開園部分を災害時の広域避難場所として指定します。

◆危機管理室(☎042-438-4010)

- イベント
 - ◆東伏見公園内…野菜・草花苗の配布(正午から先着順300本)および小学生対象の走り方教室(受付:午前11時30分～正午、開催:正午から1時間程度)
 - ◆東伏見橋下流の川沿い…河川事業のパネル展示
 - ◆都市計画課(☎042-438-4050)



中小企業事業資金融資あっせん制度をご利用ください

- ◆中小企業事業資金融資あっせん制度
 - 内 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん制度
 - 要件
 - ①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
 - ※個人の場合は住所と事業所が、法人の場合は会社の本店または支店が市内に1年以上あること
 - ②資金の限度額(表1参照)
 - ◆特別対策運転資金融資あっせん制度～申込期間が延長になりました！～
 - 内 昨年と比較して売上高が減少している中小企業者および農業経営者への無利子の運転資金の融資あっせん制度
 - 要件
 - ①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
 - ※個人の場合は住所と事業所が、法人の場合は会社の本店または支店が市内に1年以上あること
 - ②最近3カ月間の月平均売上額または最近1年間の売上額が、昨年の同期に比べ3%以上減少していること
 - ③資金の限度額(表2参照)
 - ◆創業資金融資あっせん制度
 - 内 市内で新たに創業することで中小企業者に該当することになる方や、創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん制度
 - 要件
 - ◇新たに創業する場合
 - ①個人の場合は市内に住所があり市内に事業所を置くこと、法人の場合は市内に本店または支店などを設立すること
 - ②事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得していること

- ③事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成していること
- ④資金の限度額(表1参照)
- ◇創業から1年未満の場合
 - ①個人の場合は市内に住所と事業所が、法人の場合は市内に本店または支店などがあること
 - ②事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成していること
 - ③資金の限度額(表1参照)
- 申込書類の配布 市HPからダウンロードするか、産業振興課(保谷庁舎3階)および取扱金融機関で配布。
- 申 提出書類を産業振興課へ直接持参(保谷庁舎3階)。6月28日(金)まで随時受け付け。
- ◆産業振興課(☎042-438-4041)

表1 中小企業事業資金融資あっせん制度・創業資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金	設備資金	運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内(据置6カ月以内)	7年以内(据置6カ月以内)	
融資利率	年1.975%		
利子補給率	年0.995%		
借受者負担率	年0.980%		

表2 特別対策運転資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金
融資限度額	500万円(緊急対策運転資金を利用中の場合は300万円)
償還方法	元金均等月賦償還
償還期間	5年以内(据置6カ月以内)
融資利率	年1.975%
利子補給率	年1.975%
借受者負担率	年0%